れに付した条件に適合すると認めたときは、第６２条及び第６３条の規定に従って交付額を確定し、様式第３－９による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。ただし、第６２条第４項に係る補助金の額については、同項第一号に定める運賃と、同項第二号に定める運賃との差額に、離島住民の利用実績人員を乗じて得た額の１／２とする。

２　補助対象事業者が、認定を受けた生活交通確保維持改善計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、大臣は第６７条第１項で協議会等に通知した内定額の一部又は全部を減額して補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（補助金の請求）

第７２条　補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第３－１０による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の整理）

第７３条　補助金の交付を受けた者は、離島航空路運航費補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

２　前項の帳簿及び離島航空路運航費補助金の経理に係る証拠書類は、離島航空路運航費補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

第３編　地域公共交通バリア解消促進等事業

第１章　バリアフリー化設備等整備事業

（補助対象事業等）

第７４条　大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２　本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表２３に定めるものとする

（生活交通確保維持改善計画）

第７５条　バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

一　バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

二　バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

三　バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

四　バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

五　計画期間

２　バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

（補助金の額）

第７６条　国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表２３に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第７７条　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第４－１による補助金交付申請書に、第７５条第１項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第７８条　大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第４－２による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の変更等の申請）

第７９条　補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第４－３による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。

二　別表２３に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の１０％以内の流用増減の場合を除く。

（交付決定の変更及び通知）

第８０条　大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第４－４による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第８１条　補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第８２条　補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第４－５による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の３月１０日までに大臣に提出しなければならない。

３　補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第２四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第８３条　補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から１か月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに様式第４－６による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度４月３０日までに様式第４－７による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第８４条　大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第４－８により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８５条　補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第４－９による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第８６条　補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の整理）

第８７条　補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第８８条　補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第８９条　補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

一　取得財産等の得喪に関する書類

二　取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

２　前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

（取得財産等の管理等）

第９０条　補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第９１条　補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

２　補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第４－１０による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

３　大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

第２章　利用環境改善促進等事業

（補助対象事業等）

第９２条　大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２　本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表２４に定めるものとする。

（生活交通確保維持改善計画）

第９３条　利用環境改善促進等事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

一　利用環境改善促進等事業の目的・必要性

二　利用環境改善促進等事業の定量的な目標及び効果

三　利用環境改善促進等事業の内容と当該事業を実施する事業者

四　利用環境改善促進等事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額